官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（復興庁二～六）　一
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務一二八）　三
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産五六一）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同五六二～五七五）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛八二～八六）
○都市計画に関する件（中国地方整備局三八）

〔国会事項〕
内閣

〔人事異動〕
内閣

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕
官庁事項
北海道開発局公示（北海道開発局）

〔公　告〕
諸事項
官庁
三養基土地改良区役員の退任関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係
会社その他

その他告示

○復興庁告示第二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年一月二十日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第百四十七号））に係る指定金融機関を令和七年三月二十五日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和七年四月九日　内閣総理大臣　石破　茂

一　名称　株式会社みずほ銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

○復興庁告示第三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年一月二十日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第百四十七号））に係る指定金融機関を令和七年三月二十五日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和七年四月九日　内閣総理大臣　石破　茂

一　名称　株式会社三菱ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

○復興庁告示第四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年一月二十日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第百四十七号））に係る指定金融機関を令和七年三月二十五日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和七年四月九日　内閣総理大臣　石破　茂

一　名称　株式会社横浜銀行
二　住所　横浜市西区みなとみらい三丁目一番一号

○復興庁告示第五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年一月二十日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第百四十七号））に係る指定金融機関を令和七年三月二十五日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和七年四月九日　内閣総理大臣　石破　茂

一　名称　株式会社商工組合中央金庫
二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○復興庁告示第六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年一月二十日付けで認定した復興推進計画（広野町復興推進計画（認定番号福島第百四十九号））に係る指定金融機関を令和七年三月二十五日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和七年四月九日　内閣総理大臣　石破　茂

一　名称　株式会社商工組合中央金庫
二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○外務省告示第百二十八号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

令和七年四月九日　外務大臣　岩屋　毅